

H29種の保存法改正法の施行に向けた今後のスケジュール

○平成29年6月2日、以下を主な改正内容とする種の保存法改正法が公布。

- ・販売・頒布等の目的での捕獲等・譲渡し等のみを規制する「**特定第二種国内希少野生動植物種**」制度の創設
- ・「**希少種保全動植物園等**」の認定制度の創設
- ・国際希少野生動植物種の**登録制度の強化**(**個体識別措置・登録の更新制の導入**)、**象牙事業の登録制化**
- ・その他、国内希少野生動植物種の**提案募集制度の創設**、**科学委員会の法定化**等

○附帯決議により以下の事項等の対応が求められた。

- ・**科学委員会**については、自由闊達な議論を保障するとともに、**国民に対する情報の公開を徹底**すること
- ・**2030年度までに700種(総計)の国内希少野生動植物種を指定**することを目指し、候補種の選定について検討すること
- ・「**絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略**」を法定の「**基本方針**」に**確実に反映**させること
- ・**象牙の管理の更なる強化**に積極的に取り組むこと

○本法の施行は**平成30年6月1日までで政令で定める日**(今後施行期日令で規定予定)。

→同法施行令・施行規則等の改正を平成29年度末にかけて進めるとともに、**基本方針の改正案につき今秋以降に中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会へ諮問**させていただくことを予定。

※今後の具体的なスケジュール(案)

